

埼玉工業大学 防火・防災管理規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理に関する必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(防火・防災管理の管理権原者)

第2条 理事長は、管理権原者として、防火・防災管理の最終責任者とする。

2 管理権原者は次の責務を負う義務がある。

- ・防火・防災管理者を選任又は解任し、遅滞なく所轄の消防署長に届け出ること。
- ・防火・防災管理者に「防火・防災管理に係る消防計画」を作成させ、防火・防災管理業務が法令の規定及び「防火・防災管理に係る消防計画」に従って適正に行われるように指示、監督すること

(防火・防災管理の統括等)

第3条 学長は、本学における統括責任者として、防火・防災管理の全般を総括する。

2 副学長は、学長（統括責任者）の職務を補佐する。

3 事務部長は、本学防火・防災管理に関する事務を統括する。

(防火・防災対策委員会)

第4条 本学に、防火・防災管理のため、防火・防災対策委員会（以下、「委員会」という）を置く。

2 委員会の委員は、教職員の中から統括責任者が指名する。

3 委員会に防火・防災管理者を含める。

4 統括責任者は、第2項の委員のうち1名を委員長に指名する。

5 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 防火・防災計画及び実施案の策定
- (2) 防火、消防、防災設備等の点検ならびに対策強化
- (3) 防火・防災思想の普及および高揚
- (4) 自衛消防訓練、避難訓練等の実施に関すること。
- (5) 防火・防災に関する諸規程の制定
- (6) その他防火・防災に必要な事項

6 委員会に関する事務は、管財課が行う。

(防火管理者及びその責務)

第5条 防火管理に関する業務を行わせるため、消防法第8条に基づき防火管理者を置く。

2 防火管理者は、管財課長をもって充てる。ただし、管財課長が防火管理講習修了者（甲種又は乙種）を有しない場合は、当該資格を有する者のうちから管理権原者が命ずる。

3 防火管理者を定めたときは、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出るものとする。これを解任したときも同様とする。

4 防火管理者は、消防法その他に定める防火・防災管理上必要な一切の業務を誠実に遂行しなければならない。

(防火管理者の業務)

第6条 防火管理者は、消防法に基づき次の業務を行うものとする。

- (1) 防火管理に係る消防計画の作成及び届出
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という）の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督

- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) 収容人員の管理
- (7) 学長への助言及び報告
- (8) 火元責任者並びに担当区域内の教職員及び学生への指導、指揮及び監督
- (9) 消火器具・設備、避難器具・設備の所在及び数の把握並びに周知徹底
- (10) 避難路の管理
- (11) その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、消防機関と連絡を密にし、次の事項について届出及び報告等を行うものとする。

- (1) 消防計画の届出(改正の都度)
- (2) 消防訓練実施計画の届出
- (3) 防火対象物使用開始の届出
- (4) 火気使用設備及び消防用設備の設置又は変更の届出
- (5) 危険物の貯蔵又は取扱の届出
- (6) 消防用設備等の点検結果報告
- (7) 消防査察の要請
- (8) 教育訓練指導の要請
- (9) その他防火管理について必要な事項

(防災管理者)

第7条 消防法第36条に基づき防災管理者を置く。

2 防災管理者は、消防法第8条及び第36条の規定に基づく本学の防火管理者を兼ねる。

3 防災管理者を定めたときは、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出るものとする。これを解任したときも同様とする。

4 防災管理者は、消防法その他に定める防火・防災管理上必要な一切の業務を誠実に遂行しなければならない。

5 防災管理者は、消防法に基づき次の業務を行うものとする。

- (1) 防災管理に係る消防計画及び避難計画の作成及び届出
- (2) 消防計画及び避難計画に基づく消火・通報及び防災管理に係る避難訓練の実施
- (3) その他防災管理上必要な業務

(火元責任者)

第8条 常時の火災予防について徹底を期するため、防火・防災管理者の下に火元責任者を置く。

2 火元責任者は、防火・防災管理者の補佐をする。

3 火元責任者は、教員及び事務職員とし、各建物の各室に置く。

4 火元責任者は、管財課HPに掲載し、毎年更新する。

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、その担当区域内の火気管理を行うため、次の業務を行うものとする。

- (1) 消火用設備等の外観上の確認
- (2) 避難設備器具の管理
- (3) 電気設備器具の安全管理
- (4) 火気使用設備器具の火気管理
- (5) 災害時の出火防止措置
- (6) その他火災予防上必要な事項

(自衛消防隊)

第10条 火災や災害の予防、火災や災害発生時における被害を最小限度にとどめるための組織として、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表1「自衛消防班長・班員組織」のとおりとする。

- 3 自衛消防隊長は防火・防災管理者が推薦し、統括責任者が命ずる。
- 4 自衛消防隊長は災害対策活動の指揮をとり、自衛消防隊の組織及び任務分担を教職員及び学生に対し、周知を行う。
- 5 就業時間外に大規模地震の発生やその他の災害が発生した場合に、通常の自衛消防隊が編成できない場合、本学近郊在住者など、可能な限りの臨時の自衛消防隊を編成する。

(防火・防災管理の協力)

第11条 教職員、学生その他本学の施設を利用する者及び受注業者等本学に出入りする者は、この規定の定めるところに従い、防火・防災管理に関係する諸活動に従事し、又は協力するものとする。

(火気の使用)

- 第12条 火気を使用する場所は、防火・防災管理者が指定するものとする。
- 2 指定された火気の使用場所以外において、焚火、ストーブ、電熱器等を使用してはならない。
 - 3 臨時に火気の使用を必要とする場合、火元責任者は、防火・防災管理者の許可を受けなければならない。

(建物及び施設の変更)

第13条 危険物関係施設、電気設備、火気使用施設を新設、移設、改修するときは、所属長の承認を経て防火・防災管理者に届け出るものとする。

(警報、伝達及び火気使用の規制)

第14条 防火・防災管理者は、火災警報発令時その他気象の状況により火災発生のおそれがあると認められる場合は、その旨を全学に伝達し、火気使用の中止及び危険な場所への立入りを禁止することができる。

(防御)

第15条 学内に火災、災害が発生したときは、被害を最小限度にとどめるため、第5条及び第7条に定める防火・防災管理者の指揮命令のもと、第10条に定める自衛消防隊により、消火、通報、避難誘導等の任務を遂行するものとする。

(震災予防措置)

- 第16条 火元責任者は地震発生時の災害を予防するため、次の事項を行うものとする。
- (1) 建築物に取付けられた工作物の落下防止及び避難通路の確保
 - (2) 集積された薬品、機械等の転倒、落下防止措置及びその異常の有無の確認
 - (3) 消防水利の周辺における消防活動上必要な面積の確保
 - (4) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の点検整備と作動状況の確認
 - (5) 火気使用設備器具の周囲において転倒又は落下するおそれのある物品の有無の確認
 - (6) 危険物施設における緩衝装置等の機能確認
 - (7) 容器等に保管中の危険物等の転倒防止措置及びその確認
 - (8) 接触、混合により発火等のおそれのある危険物類が同一場所に保管されているか否かの確認
 - (9) 禁水危険物に対する浸水防止策の措置及びその確認
 - (10) 運動中の各種機械類の非常停止装置の機能確認

(地震後の安全措置)

- 第17条 地震後の二次災害防止を図るため、建築物全般、消防用設備、火気使用設備器具及び危険物施設等については、防火・防災管理者が各点検者及び火元責任者を指揮し点検を行い、破損、変形、倒壊等の有無を確認し異常が認められた場合は、応急措置を行い統括責任者に報告するものとする。
- 2 実験室内の各種機器については、それぞれの責任者が取扱者等を指揮して異常の有無をチェックし、安全を確認したのち運転を開始させるものとする。

(備蓄品)

第18条 震災に備え、震災に対応できる必要な備蓄品を準備しておくものとする。

(対策本部の設置)

第19条 被害を伴う地震が発生又は発生のおそれのある場合は、統括責任者を本部長とする対策本部を設置し、学内外の関連事項のすべてを指揮統制するものとする。

2 対策本部の構成員は、別表2「埼玉工業大学災害対策本部組織」とする。

(地震時の活動)

第20条 地震発生時の活動は次の措置を行うものとする。

係別	措置行動内容
全教職員及び学生	・運転中の各種機械を停止し、安全な位置に退避する。 ・学内にいる者は、机の下に身を隠し、頭を守るなどして身の安全を確保する。 ・建物外にいる者は、建物等から離れ落下物に注意する。
火元責任者	・火気使用設備器具の使用停止及び確認を行う。 ・危険物施設の各バルブの閉鎖措置を行う。 ・給油中にあつては、即時給油作業を中止させる。 ・電源設備は、保安電源を除き状況により電源を遮断する。 ・建物、機械器具等の異常の有無の確認を行う。
自衛消防隊の通報連絡班	・自衛消防組織内において被害等の情報収集を行う。 ・ネット、ラジオ等による情報収集を行う。 ・教職員、学生の避難状況の確認を行う。 ・被害及び避難状況の伝達を行う。 ・災害時の情報連絡体制の確立を図る。 ・消防等への連絡を行う。
自衛消防隊の消火活動班	・学内で火災が発生した場合は、自衛消防隊の消火班全員が協力して消火活動を行う。 ・火災発生がない場合は飛火警戒にあたる。
自衛消防隊の救出救護班	・倒壊等による負傷者の救出及び応急手当を行う。
自衛消防隊の避難誘導班	・学内にいる者の避難誘導にあたる。 ・避難経路の確保を行う。 ・避難誘導時、避難者を落ち着かせて混乱を防止する。

(避難)

第21条 震災時の避難は次によるものとする。

(1) 避難場所 埼玉工業大学 グラウンド

(2) 避難の方法

イ 避難開始は、防災機関の避難命令又は防火・防災管理者の命令により行う。

ロ 避難には、自衛消防隊の避難誘導班を配す。

ハ 避難は全員徒歩とする。

ニ 学生及び教職員の家族との連絡方法等について、以下部署が連絡担当として対応する。 学生：学生課 / 教職員：法人総務課

(防災教育)

第22条 防火・防災管理者及び自衛消防隊員、火元責任者は進んで防災に関しての教育を受け、防災管理の完璧を期するよう努めるものとする。

(消防訓練)

第23条 非常時の発生に際して、被害を最小限度にとどめるため、防火・防災管理者は、定期及び必要に応じて下記の消防訓練並びに災害救助訓練を実施し、消防技術の錬磨をはかるものとする。

部分訓練・・・消火、通報、避難

総合訓練・・・救助訓練

(火災等発生時の措置)

第24条 火災等発生時の措置及び行動は、別紙「埼玉工業大学 防火・防災管理マニュアル」のとおりとする。

(防火・防災管理業務の一部委託について)

第25条 休日等における防火・防災管理業務の一部を委託することがあり、その委託状況は別表3「防火・防災管理業務の委託状況表」のとおりとする。

2 委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、業務を実施しなければならない。

3 防火・防災管理業務の受託者は、受託した業務の執行状況を定期的に防火・防災管理者に報告するものとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、評議員会の議に基づき理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和6年11月19日から施行する